

浜松市福祉事務所生活保護担当課ケース診断会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市福祉事務所設置条例（昭和26年浜松市条例第59号）第1条に規定する福祉事務所が保護の決定及び実施を行う際に、世帯の有する複雑困難な諸問題に対する処遇、援助内容及び程度等について総合的かつ組織的に検討し、ケース処遇の充実を図るとともに、福祉事務所としての取り扱いの公平性及び妥当性を確保するため設置するケース診断会議（以下「診断会議」という。）について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 診断会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 生活保護新規申請に対する決定
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の適用を検討するケース
- (3) 法第63条の適用及び控除額に疑義のあるケース
- (4) 法第63条の返還免除を検討するケース
- (5) 住宅扶助特別基準の認定に疑義のあるケース
- (6) 弁明の機会の付与を要するケース
- (7) 法第28条5項に基づく保護の停廃止を検討するケース
- (8) 法第62条3項に基づき保護の停廃止を検討するケース
- (9) その他特別な指導を要する等、処遇に困難が生じたケース
- (10) 援助方針の確立及び実施に際して、公平性並びに妥当性の確保を要するケース

(構成員)

第3条 診断会議は、地区担当員又は新規調査員その他、次に掲げる職員（(1)ないし(3)に掲げる職員1人以上を含む原則2人以上。）をもって構成する。しかし、福祉事務所長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 福祉事務所副所長
- (3) 生活保護担当課長
- (4) 生活保護担当課長補佐
- (5) 査察指導員

(運営)

第4条 診断会議は、必要の都度、査察指導員が召集する。

- 2 診断会議は、必要と認めるときは、構成員以外の職員又は嘱託医等への出席を求め、説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 診断会議の庶務は、査察指導員並びに地区担当員又は新規調査員が行う。

(報告)

第6条 査察指導員は、以下のとおりケース診断記録に概要結果を記載する。

- (1) 生活保護新規申請時 新規調査員がケース診断会議記録票を作成し、浜松市福祉事務所長専決要綱に基づき処理をする。決裁後のケース診断会議記録票は、新規ケース診断会議記録綴りに取りまとめ5年間保存する。新規調査ケース記録票にも診断内容、結果を記録する。
- (2) 生活保護新規申請時以外 地区担当員がケース診断会議記録票を作成し、ケースファイル(ケース記録の場所)に綴り、生活保護担当のグループ長全員に合議の上、浜松市福祉事務所長専決要綱に基づき処理をする。決裁後、ケース診断会議記録票原本はケースファイルに残し、写しを継続ケース診断会議記録綴りに取りまとめ5年間保存する。

(細目)

第7条 前各条に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、健康福祉部福祉総務課と協議の上、生活保護担当課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年 3月 1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日より施行する。